

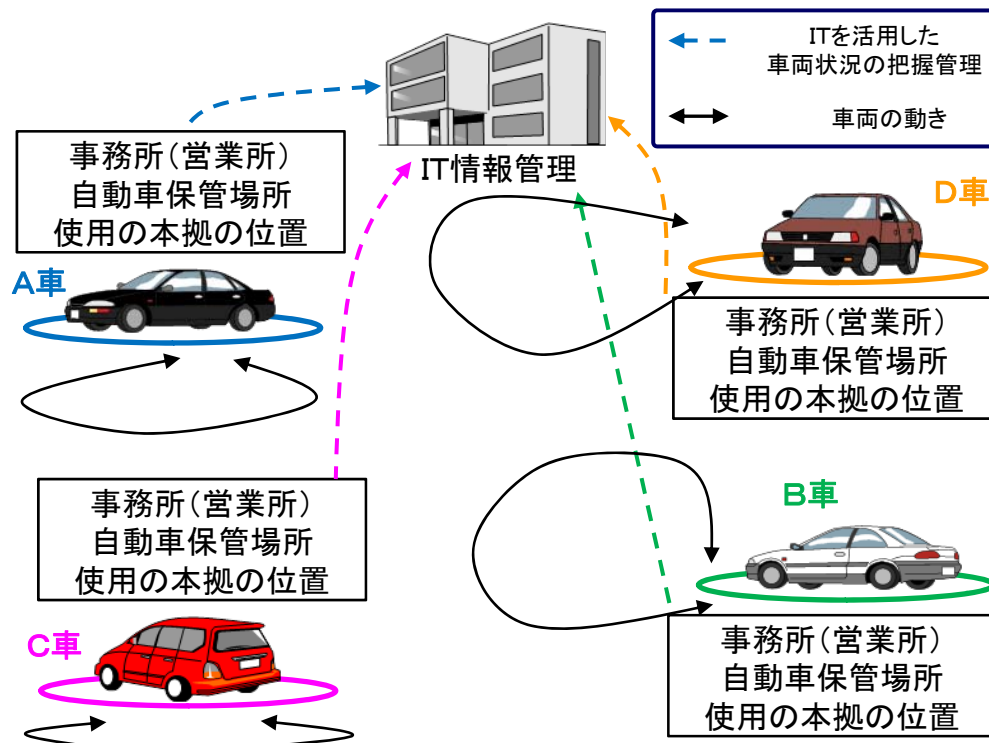
レンタカー型カーシェアリングについて

◎法令上の手続き

手続き順	法 律	実施上の位置付け	
① (貸渡許可等)	道路運送法	配置事務所	貸渡状況、整備状況等車両の状況を把握し、的確な管理を実施すべき場所 ・一般的なレンタカーの場合は有人の営業所 ・レンタカー型カーシェアリングの場合は無人の路外駐車場
② (車庫証明)	車庫法 (自動車の保管場所の確保等に関する法律)	保管場所	使用の本拠の位置との間の距離が2kmを超えないもの
③ (登録)	道路運送車両法	使用の本拠の位置	・一般的なレンタカーの場合は配置事務所 ・レンタカー型カーシェアリングの場合は保管場所である車庫

◎レンタカー車両の動き(イメージ)

【現行】ラウンドトリップ方式のレンタカー型カーシェアリング



ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリング

